

# 転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から、14日以内に新住所地の市区町村役場窓口で転入届（住所異動）をしてください。

◆◆◆ 転入届に必要なもの ◆◆◆ （代理人の場合、委任状が必要な場合があります）

- (1) 転出証明書
- (2) 届出人の印鑑
- (3) 届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）
- (4) 通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）

そのほか対象者は、下記の手続きが必要です。

下仁田町役場 住民税務課住民係 TEL0274-82-2112

手続き事項		下仁田町での手続き	新住所地での手続き
通知カード または マイナンバーカード		特に手続きはありません。 ただし、国外転出の場合はカードに変更内容を記載する必要がありますので、通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちください。	通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちになり、カードの記載内容を変更する手続きをしてください。マイナンバーカードの交付申請がまだお済みでない方は、通知カードとともに送付された申請書は使用できませんので、新しい申請書を受領してください。なお、マイナンバーカード申請済でまだ受領されていない方は、新住所地で再度交付申請をしてください。
住民基本台帳 カード		特に手続きはありません。 ただし、国外転出の場合は住民基本台帳カードをお返しください。	住民基本台帳カードを提出し、継続利用の手続きをしてください。
印鑑登録者		印鑑登録手帳をお返しください。 転出（予定）日以降は登録が抹消されます。	必要な場合は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
国民健康保険 加入者		国民健康保険証及び高齢受給者証をお返しください。 転出（予定）日をもって、資格がなくなります。	新たに加入の手続きをしてください。国民健康保険に加入している世帯に入る場合は、その世帯の保険証が必要になる場合があります。また「特定同一世帯所属者異動連絡票」または「旧被扶養者異動連絡票」を交付された方は、手続きの際、一緒に提出してください。
国民 年金	加入者	特に手続きはありませんが、国外転出の場合はお問い合わせください。	年金手帳をお持ちください。
	受給者	特に手続きはありません。	「年金受給権者住所・支払機関変更届（ハガキ）」の交付を受け、お近くの年金事務所へ提出してください。
後期高齢者医療 被保険者		「負担区分証明書」の交付を受けてください。 県外転出の場合は被保険者証をお返しください。	「負担区分証明書」と被保険者証をお持ちになり、被保険者証の交付を受けてください。県外の市区町村へ転入の場合は、「負担区分証明書」のみお持ちください。
介護保険		介護保険被保険者証、負担割合証をお返しください。介護保険認定者は「介護保険受給資格証明書」の交付を受けてください。なお、住所地特例施設（老人ホーム等）へ入所される方は、引き続き下仁田町が保険者となりますので「資格者証」の交付を受けてください。	介護保険受給者は「介護保険受給資格証明書」を提出し、要介護認定申請をしてください。なお、住所地特例施設（老人ホーム等）へ入所される方は、「資格者証」を施設へ提出してください。
身体障害者手帳・ 療育手帳		特に手続きはありません。	手帳をお持ちになり、住所の変更手続きをしてください。

手続き事項	下仁田町での手続き	新住所地での手続き
妊婦一般健診受診券	特に手続きはありません。	新住所地の発行する受診券へ差し替えが必要となりますので、下仁田町が発行した受診券を持参の上、手続きをしてください。
福祉医療受給者	医療受給者証をお返してください。 「福祉医療費交付状況証明書」の交付を受けてください。	「福祉医療費交付状況証明書」と健康保険証をお持ちください。 県外の市区町村へ転入の場合は、新住所地の窓口へお尋ねください。
児童扶養手当 特別児童扶養手当	県内の市及び他の都道府県へ転出される場合は、転出の手続きをしてください。 県内の町村へ転出される場合は、転入先の町村役場で変更の手続きをしてください。	
児童手当受給者	児童手当受給消滅届の手続きをしてください。	転出時にお渡しした「転出される児童手当受給者の方へ」に記載されている手続きに必要なものをお持ちになり、認定請求をしてください。
保育園児	退所または取消の手続きをしてください。	入所の手続きをしてください。
公立小・中学校の 児童・生徒	教育委員会と学校へ転学届を出し、「在学証明書」「教科書無償給与証明書」の交付を受けてください。	教育委員会と学校へ「在学証明書」「教科書無償給与証明書」をお持ちになり、入学通知の交付を受けてください。
町営ガス・水道の 使用世帯	都市ガス・水道の利用者は、必要に応じて閉栓の手続きをしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
町営住宅 入所世帯	町営住宅返還届・町営住宅入居者異動届の手続きをしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
町設置型 浄化槽使用者	浄化槽使用休止・廃止届の手続きをしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
防災無線戸別 受信機設置世帯	居住の見込みがない・取り壊しをする等で取り外す場合は、手続きをしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
緊急通報装置 設置世帯	居住の見込みがない場合は、利用中止の届出をしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
外国人住民	在留カード・パスポートをお持ちください。	在留カードを提出し、裏面記載の手続きをしてください。
納税について		<ul style="list-style-type: none"> <li>すでに課税されている税金は、転出されても下仁田町へ納めていただきます。（国民健康保険税や介護保険料等の一部の税金等を除く。）</li> <li>固定資産税については、転出後も固定資産の所在する市町村で課税されますので、納税にご協力をお願いします。</li> <li>海外転出される場合、納税管理人を指定していただく必要があります。</li> </ul>
バイク・ 小型特殊自動車・ 軽自動車 をお持ちの方		バイク・軽自動車等を移転される場合は、車両の住所変更手続きをしてください。住所変更手続きをされない車両は下仁田町で課税されます。 ①「下仁田町」のナンバーは、登録していたナンバープレートを町へ返還し、廃車の届出をしてください。【125cc以下のバイク・小型特殊自動車】 ②「群馬」のナンバーは、販売会社等に相談してください。【125ccを超えるバイク・軽自動車】 125ccを超えるバイク等の手続き先：群馬運輸支局 Tel050-5540-2021 3輪・4輪の軽自動車の手続き先：軽自動車検査協会 群馬事務所 Tel050-3816-3109
帰国者の転入届	国外へ転出された方が帰国して転入届をする場合は、パスポートと戸籍謄(抄)本及び戸籍の附票（本籍地に転入の場合はパスポートのみ）をお持ちください。	

\*転出証明書に記載してある転出予定先の住所等を変更する場合でも、転出証明書を直接転入先の市区町村役場へお持ちになり、転入の手続きをしてください。また、転出を取りやめた場合は、転出証明書（国内でのお引越しの場合。国外へのお引越しの場合は不要）を持参の上、速やかに住民係で転出取消の手続きをしてください。